

国の重点支援地方交付金活用事業

青森市プレミアム商品券 利用店舗を募集します



■ 利用店舗 募集概要 ■

申請期間

6/29 (月) 令和8年 ▶ 10/16 (金) 令和8年 (17時必着)

7月24日(金)までにお申し込み頂くと、商品券購入者にお渡しする「チラシ」に[ご利用いただけるお店]として店舗名が掲載されますので、お早めにお申し込み下さい。

募集対象 青森市内で営業している店舗（小売店、飲食店、サービス業など）

申請方法 下記専用ホームページ内にある申請フォーム、または、登録申請書（裏面）に必要な事項をご記入の上FAX、郵送にてお申込みください。

手数料 無 料（登録料、換金手数料、精算に係る振込手数料）

【青森市プレミアム商品券について】

- 商品券12,000円分を10,000円で販売 ●プレミアム率 20% ●発行総額 約54億円
- 1セット:「全店共通券」× 6 枚（全利用店で利用可能）
「地元応援券」× 6 枚（青森市内に本店がある事業者の店舗で利用可能）
- 販売期間:令和8年9月15日(火)~10月14日(水) ●利用期間:令和8年9月15日(火)~11月30日(月)

申し込み先・問い合わせ先

青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会事務局（株協同 内）
〒030-0812 青森市堤町2丁目1-1 協同ビル2F
TEL:017-718-0244 FAX:017-718-0264 9:00~17:00（土日祝休み）
青森市プレミアム商品券専用ホームページ <https://aomori-premium.com/>



令和8年度 青森市プレミアム商品券 利用店舗登録申請書兼誓約書

■いずれかに☑、もしくはご記載ください。

・事業者情報について （ ☐本部 ・ ☐支店等 ※いずれかに☑をお入れください。）

ふりがな		ふりがな	
事業 者 名 称		代 表 者 氏 名	
広報物掲載名			
住所（所在地）	〒	Eメール	
T E L		F A X	
担 当 者 名		HPアドレス	
■業 種 ※該当するもの <u>1つ</u> に☑	☐ 飲食店(弁当/仕出し/テイクアウト/デリバリー含む) ☐ 飲食料品・生鮮食品・菓子・パン ☐ 衣料・靴・身の回り品 ☐ ドラッグストア・薬局・化粧品 ☐ 家具・家電・雑貨・ホームセンター ☐ スーパー・百貨店 ☐ コンビニ ☐ 理容・美容・エステ・ネイルサロン ☐ クリーニング ☐ 自動車・バイク・自動車用品・整備 ☐ スポーツ用品・自転車・釣り具 ☐ 宿泊・旅行・土産品 ☐ 書籍・文房具・写真 ☐ ガソリンスタンド・燃料 ☐ 時計・メガネ・宝飾 ☐ 温泉・銭湯 ☐ タクシー ☐ 接骨院・整体院・鍼灸・マッサージ ☐ その他（ ）		
■青森市内に本店を有する事業者で ☐ ある ・ ☐ ない ※本項目は、「地元応援券」の利用店舗を確認するためのものです。青森市内に本店を有する事業者とは以下に該当する者です。 ①法人の場合・・・「登記事項証明書の本店所在地」が青森市であること ②個人事業主の場合・・・「事業主の住民票上の住所」が青森市であること			

・振込口座について

振込口座名義（フリガナ）			
振 込 口 座 名 義			
金融機関名 (コード)	()	支店名 (コード)	営業部・支店・出張所 ()
預 金 種 類	普通預金・当座預金（該当に○）	口 座 番 号	

私は、募集要項及び下記誓約事項の内容について遵守することを誓約し、利用店舗の登録を申請します。

令和 年 月 日 事業所名：
代表者役職・氏名： 印
(支 店 名：)

【誓約事項】	
1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。 2) 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受けません。 3) 商品券の再販、再流通を致しません。 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。 6) 商品券の利用期間中（令和8年9月15日～11月30日）は利用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。 7) 商品券取扱店舗の責務の他、募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。 8) 商品券の利用は、青森市内に有する店舗のみとし、「地元応援券」は青森市内に本店を有する事業者のみ利用できることとします。	9) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。 10) 商品券精算期限終了後は、事情に関わらず、商品券の精算対応は致しません。 11) 商品券の取扱に対して実行委員会から改善要請等があった場合にはそれに従います。 12) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。 13) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。 14) 誓約事項への違反や申請内容に虚偽の申告があった場合、取扱店舗の登録抹消、商品券の換金拒否のほか損害賠償等の厳正な措置に従います。

事務局印1	事務局印2	登録番号	備考